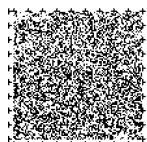
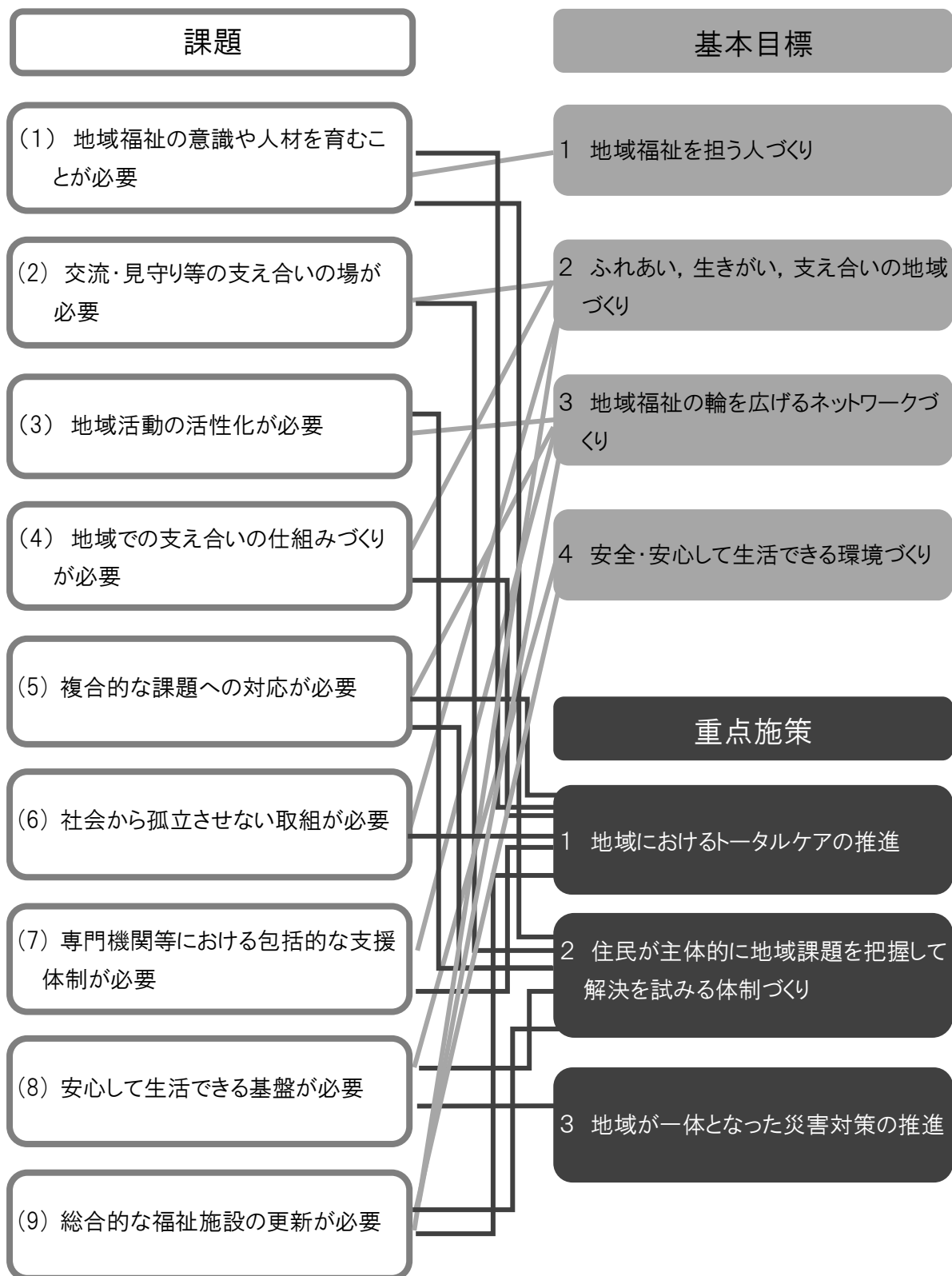


第5章 計画の基本方向

■体系図



1 基本目標

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

地域での交流を通じた心のふれあいが少なくなっている中、福祉意識が育ちにくく、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なくなっており、認め合い、支え合う関係づくりが難しくなっています。また、支援を必要とする人が増加する一方、地域で活動する担い手や福祉人材が不足している現状もあります。

そのため、学校教育や生涯学習など多様な分野と連携した福祉教育を推進するとともに、地域で活躍するリーダー・福祉人材の養成や団体活動への支援によって、市民の自発的・主体的な活動の活性化を促進します。



(1) 学校教育や生涯学習と連携した、福祉教育の推進

市立小中学校における福祉教育、人権教育や道徳教育の実施などにより子どもの頃から福祉の心を育むとともに、生涯学習に関する各種講座やイベント等の開催を工夫し、一層の福祉意識の醸成やまちづくり活動への参加を促進します。

〔参考事業〕

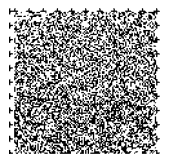
- 命の教育活動の推進
- シニア世代の学習活動及びまちづくりへの参加の促進
- 地域人材を活用した教育活動の推進
- 生涯学習出前講座の実施
- 人権に関する教育・啓発事業の推進

など

(2) 地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と養成

青少年期の各年代に応じたリーダー養成講習会や修了生へのフォローアップ等を通じて地域で活躍できる人材養成を行うとともに、各地区間の連携を強化し、相互に協力して活動する体制づくりに努めます。

また、地域で活動する福祉団体の立ち上げ支援と団体間の連携を促進するとともに、福祉人材育成センターを中心に、市民や専門職を対象とした研修や講座等を実施し、幅広い福祉人材の発掘と育成を図ります。



〔参考事業〕

- ・リーダー養成講習会の実施
 - ・福祉人材育成の推進
 - ・地域福祉活動団体への支援
 - ・社会貢献型後見人（市民後見人）養成
 - ・保育士等の処遇改善及び保育の質向上のための支援
- など

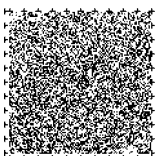
（3）ボランティア活動の促進

身近な地域に密着した相談・活動の拠点であるボランティアコーナーにおいて、ボランティア活動の活性化や団体間の交流を促進するほか、地域における高齢者等の日常生活の支援が必要な方への取組の一つとして、有償の住民活動についても研究して参ります。

また、社会福祉法人による地域貢献の取組推進や共同募金による地域福祉推進のための配分金の活用などにより促進を図ります。

〔参考事業〕

- ・ボランティアコーナーの運営支援
 - ・社会福祉法人の地域社会への貢献（地域における公益的な取組）
 - ・共同募金の活用
- など



基本目標2 ふれあい、生きがい、支え合いの地域づくり

世帯構成や生活様式等が変化する中で、若い年代を中心に近所づきあいをあまりしていない人が多いなど、住民同士のつながりが希薄化してきている中、地域での孤立等が社会問題となっています。一方、調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査では地域でのつながりが必要であると感じている人も多く、地域の中で社会的な孤立を防ぐ仕組みが重要となっています。

そのため、自治会活動や地区協議会などの小地域活動の活性化や地域の交流機会、交流拠点等を充実するとともに、地域ぐるみで日常的な見守りを行う体制を充実します。



(1) 地域活動の中心となる地域組織との連携による住民活動の活性化

自治会、自治会連合協議会や、おおむね小学校区の単位で組織する地区協議会などの地域組織におけるコミュニティとの連携により、住民の生きがいや居場所づくりを創出します。

〔参考事業〕

- ・地区協議会の設立と支援
- ・コミュニティづくりの推進
- ・自治会の活性化に向けた支援

など

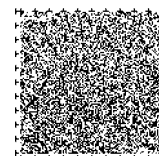
(2) 見守りネットワーク（みまもっと）等による見守り・支え合い体制の充実

見守りネットワークの取組を周知するとともに、見守りサポーターの養成や事業協力者を拡大するなど、子ども・子育て家庭、高齢者、障害者、生活困窮者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる体制を充実します。

〔参考事業〕

- ・見守りネットワークの推進
- ・配食サービスの実施
- ・ホームヘルプサービス
- ・生活支援コーディネート事業「ちょこっとさん」
- ・児童虐待防止センター事業
- ・要保護児童対策地域協議会

など



(3) 地域サロンの開催等による地域交流や世代間交流の促進

各種講座やイベント等により地域活動への参加を促すとともに、地域での活動に関心がある市民が気軽に相談できるサロンの開催を行うことで、地域間や世代間の交流を促進します。

〔参考事業〕

- ・シニア世代の学習活動及びまちづくりへの参加の促進
- ・市民活動支援センターの運営
- ・農業体験ファームの充実
- ・ひだまりサロン

など

(4) 身近な地域交流拠点の充実

仲間づくりや健康づくりの拠点として、民間施設や学校施設などの既存施設の活用を促進するとともに、公民館、地域福祉センターやふれあいの家等のコミュニティ施設の他、空き家や空き店舗についても地域住民の交流の場として活用していきます。

〔参考事業〕

- ・高齢者健康づくり事業の推進
- ・地域コミュニティ施設の整備・維持管理（地域福祉センター・ふれあいの家）
- ・高齢者会食
- ・子ども食堂
- ・子育て関連施設への支援（地域子育て支援拠点事業）

など

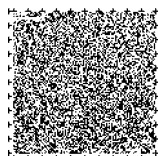
(5) 罪を犯した者等への社会復帰支援

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、高齢者、障害者、未成年等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする罪を犯した者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労等、その他生活困窮への支援などを提供するため、地域における立ち直り支援ネットワークの構築を検討します。

〔参考事業〕

- ・再犯防止の推進

など



基本目標3 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり

地域の中の課題は複合化しており、制度の狭間で苦しんでいる方や支援に結びつきにくい人がいることも明らかになっています。また、地域の様々な課題を共有し、連携することが必要な場面も多くなっている中、個人や地域の課題に応じた切れ目のない支援を提供できる体制整備が必要となっています。

そのため、市民に対する情報提供体制や権利擁護体制を充実するとともに、地域で活動する様々な団体や関係機関と連携しながら、地域福祉コーディネーターを中心としたネットワークを充実します。



(1) 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

地域福祉コーディネーターの取組や市民活動支援センターにおいて、市民や地域の各種団体、関係機関等多様な主体との連携・協力を推進し、地域の生活課題の解決や地域における活動の活性化を支援します。

〔参考事業〕

- ・地域福祉コーディネーター事業の推進
- ・市民活動支援センターの運営

など

(2) 多様なメディアを生かした情報提供の充実

市の福祉に係る制度やサービス、情報について、各種冊子や、市報、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、メールマガジン、エフエム放送、ケーブルテレビなど多様なメディアの特性を生かした情報提供に努めます。

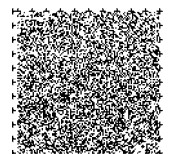
〔参考事業〕

- ・子育てに関する情報提供の充実
- ・多様な媒体による市政情報の提供

など

(3) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

地域包括支援センターでの高齢者に関する相談や、障害者（児）相談支援、子ども家庭支援センターでの子育てに関する相談など、各分野における専門的な相談体制を充実します。また、複合化した課題や制度の狭間となる課題については、地域福祉コーディネーターを中心とした相談・解決支援を充実します。



〔参考事業〕

- ・ 障害者相談支援の推進
- ・ 子育て総合相談と支援ネットワーク事業の推進
- ・ 地域福祉コーディネーター事業の推進
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（相談支援）
- ・ 子ども家庭支援センターの運営

など

（４）誰もが利用しやすい権利擁護の推進

利用者サポート事業において各種相談や関係機関との連携，成年後見制度の利用促進を行います。また，認知症，知的障害，精神障害などにより判断が不十分な方への権利擁護支援の担い手として，多摩南部成年後見センターと連携した社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・支援を実施し，福祉サービスを安心して選択・利用できる体制を充実します。

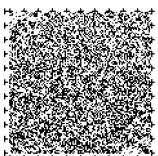
また，平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されたことから，法の趣旨を踏まえて，多摩南部成年後見センターや運営する5市で連携しながら，成年後見制度の利用促進に努めます。

このほか，判断能力が十分でない方の権利を擁護し支援する取組や，高齢者や障害者で，頼れる親族がない場合でも，安心して地域で暮らし続けられるように支援を行います。

〔参考事業〕

- ・ 利用者サポート事業の実施
- ・ 利用者支援事業
- ・ 社会貢献型後見人（市民後見人）の養成
- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 地域福祉権利擁護事業
- ・ あんしん未来支援事業

など



基本目標4 安全・安心して生活できる環境づくり

地域の中で不安を感じていることとして災害時の対応は上位に挙がっており、犯罪や災害から市民の生活を守るため、地域や関係機関・団体、行政等が連携した活動が重要となっています。また、高齢化が進む中、認知症などの支援や介護を必要とする人が増えており、安心して生活できる体制の整備が必要です。

そのため、地域の中で生活支援のサービスを行う体制の整備や、地域における防犯・防災の取組を充実します。また、あらゆる課題に柔軟に対応するため、保健・医療・福祉が一体となり、協働してサービスを提供できる仕組みづくりを推進します。



(1) 地域力を最大限生かした防犯・防災等の安全なまちづくりの推進

ペットとの散歩時間を活用した防犯パトロールや、自治会や学校における防犯パトロールへの支援を行うとともに、パトロール実施団体同士の情報共有を図り、地域の防犯力強化につなげます。

また、日頃の防災意識の高揚や防災市民組織の育成・活動支援を充実するとともに、自治会等と連携し要援護者支援に係る協定締結や避難行動要支援者名簿の同意確認などを推進し、災害時に備えます。

日常的にあいさつや声かけを互いに交わすことにより、知り合いの方の様子や心境等伺い知ることができたり、困りごと等を互いに相談しやすい関係ができるなど、振り込め詐欺等の犯罪を未然に回避できることもあります。

〔参考事業〕

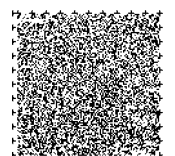
- ・ 地域での防犯パトロールの支援
- ・ 防災市民組織の育成
- ・ 調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進

など

(2) 介護予防や生活支援サービスの充実

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）や協議体を中心に、市民が主体となった高齢者の生活支援・介護予防のサービスの充実や、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

また、障害のある方が地域で安全に安心して生活できるよう、緊急相談窓口の設置など地域で支える体制づくりに取り組みます。



障害者が高齢になっても、本人が希望する生活が続けられるように、「共生型サービス」の活用も検討します。

〔参考事業〕

- ・生活支援体制整備事業
- ・障害者を地域で支える体制づくり
- ・介護保険制度への移行支援，地域包括センターとの連携 など

（３）保健・医療・福祉が連携した総合的なケアマネジメントの推進

市と地域包括支援センター・医師会で連携して在宅医療と介護の連携に関する取組を行うほか，特定健康診査・特定保健指導等の保健分野と医療機関が連携するなど，総合的なケアマネジメントの連携強化を図ります。

また，安心して出産，子育てができるよう相談や情報提供などを行って参ります。

〔参考事業〕

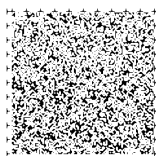
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・地域包括支援センターの充実
- ・国保ヘルスアップ事業の推進
- ・認知症総合支援事業
- ・認知症初期集中支援事業
- ・ゆりかご調布
- ・アレルギー相談 など

（４）多様な参加と活躍の促進

生活困窮者等への就労機会の確保と就労支援の推進などにより，多様な社会参加を促進します。ハローワーク等の関係機関と連携した就労セミナーを開催し，労働関連知識の啓発や就労等に関する情報提供を図ります。

〔参考事業〕

- ・生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）
- ・障害者の就労支援
- ・若者の職業的自立，就労の支援 など



(5) 地域での相談支援

問題や困りごとを抱えている方の中には、それを口に出して相手に傾聴してもらうことで不安解消などにつながるケースもあります。また、在宅で介護を受けている本人だけではなく、ケアラー（介護者）の身体的・精神的負担を緩和するための支援も重要です。今後、高齢者の更なる増加により、このようなケースは増加するものと推測されるため、地域住民が安心して生活できるよう相談体制を地域の中で充実していきます。また、自殺のサインに気づき適切な対応を図るゲートキーパーの普及・育成を推進します。

〔参考事業〕

- ・ 民生委員・児童委員活動
 - ・ 地域包括支援センターの充実
 - ・ ケアラー（介護者）への支援
 - ・ 認知症支援の充実
 - ・ 身体障害者・知的障害者相談員
 - ・ ふれあい福祉相談
 - ・ こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施
 - ・ ゲートキーパー養成講習会
 - ・ こころの健康支援センターの運営
- など

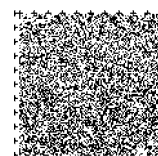
※ ゲートキーパー：地域や職場，教育，その他様々な分野において，身近な人の自殺のサインに気づき，その人を受け止め，必要に応じて専門相談機関へつなぐなどの役割が期待される人

(6) 高齢者等の住宅確保要配慮者への支援

安心して住み続けられる住まいの確保は、地域生活の基本です。誰もが自分の望む地域で住まいを確保できるように、住まい等に関する支援や地域から孤立させない支援が重要です。民間賃貸住宅への入居支援については、関係部署との連携を図ります。

〔参考事業〕

- ・ 居住支援の推進
 - ・ 障害者グループホーム等の拡充
- など



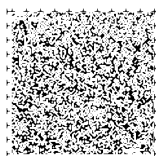
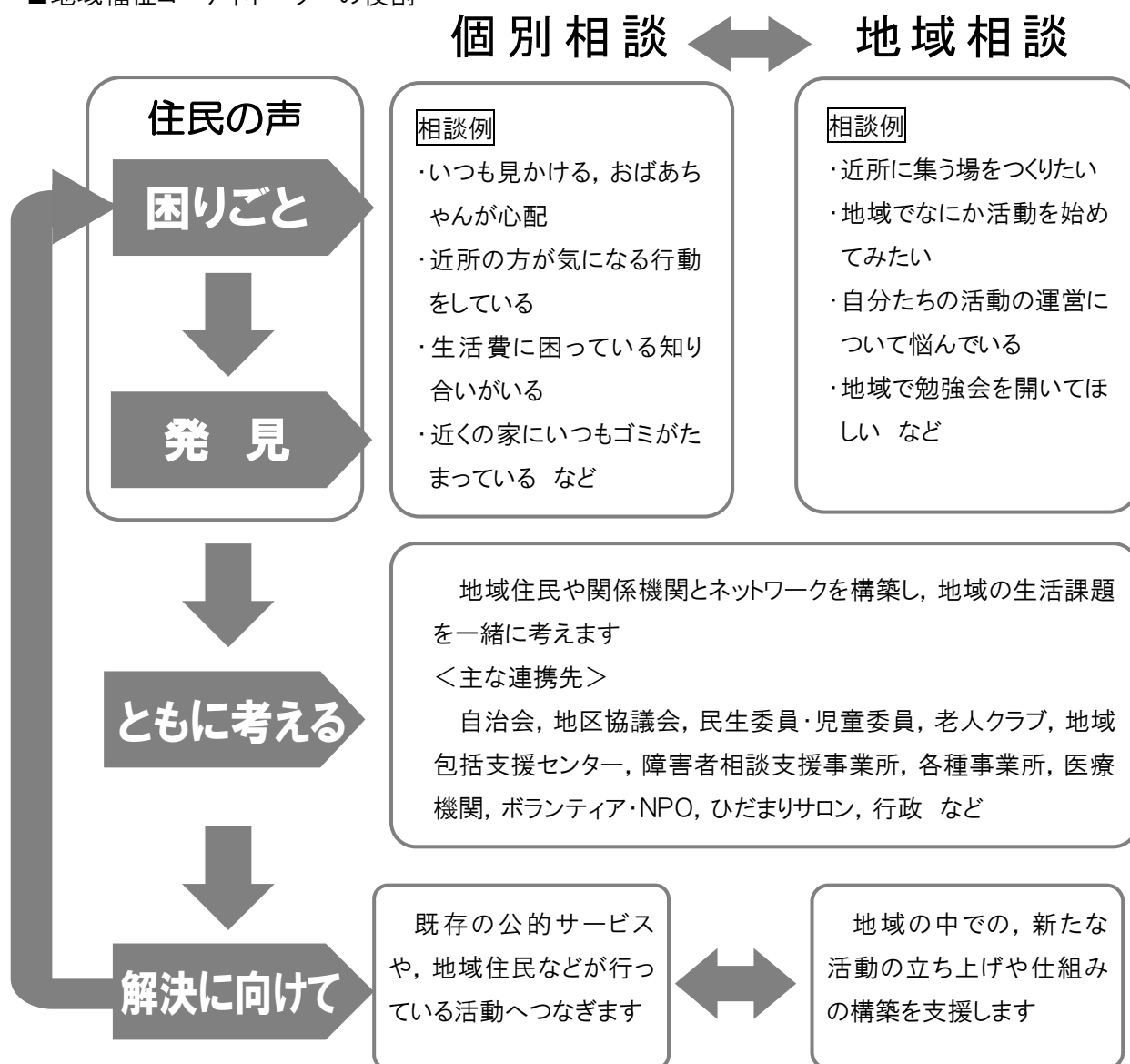
2 重点施策の推進

重点施策1 地域におけるトータルケアの推進

地域で複合的な課題を抱える人や、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている人が増えており、それらの困っている人を発見し、支援につなげていく体制が一層必要となっています。

そのため、地域における「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、地域福祉コーディネーターを中心として、有機的に連動して支援が提供される調布におけるトータルケアを一層充実していきます。

■地域福祉コーディネーターの役割



調布におけるトータルケアシステムでは、地域での支え合いが重要です。

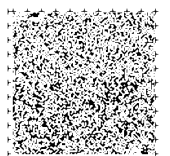
様々な課題を抱えている住民の方が、地域でいきいきと暮らし続けられるために、自分でできることは自分です。例えば予防の取組や、支援を必要としている人には家族等による「自助」の取組を進めます。

また、その住民の課題について、他人事ではなく自分の事として、隣近所やボランティア、自治会等による見守り活動や住民参加型の在宅福祉サービスの充実等（互助や共助）を図ります。

各地域では、身近な相談窓口である地域包括支援センターや児童館、保育所等の機能充実を図りつつ、その他の地域資源（自治会、ボランティア、民生委員・児童委員、事業者、医療機関等）が連携して、支援の必要な人を支援するネットワークづくりを行います。

一方、専門的な支援を必要とする場合には、地域内のみならず、地域と市、社会福祉協議会、専門拠点施設等が連携し、より適切な支援へとつないでいきます。

福祉のみならず、多機関の協働による包括的支援体制を構築するため、相談支援包括化推進会議を設置して参ります。この推進会議は、各相談支援機関の業務内容の相互理解や具体的な連携方法、福祉ニーズの把握、地域に不足している社会資源の創出などについて意見交換を行うものとされています。



(1) 支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化

支援を必要としている人を早期に発見し、その人に対して、制度外のサービスを含めた保健・医療・福祉等の様々なサービスを迅速かつ適切に提供できるよう、地域の見守り体制の強化を図ります。

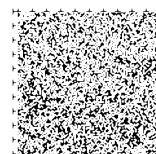
また、制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などのニーズを発見し、解決に向けた取組を行う地域福祉コーディネーターについては、将来的に各圏域に配置して参ります。

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|--|---|--------|
| 見守りネットワーク事業 | <p>高齢者や障害者、生活困窮者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域全体での見守りを推進します。</p> <p>地域住民や関係機関・協力団体などが、日常生活又は業務の中で、見守りが必要な方々の異変に気付いた時にその情報を地域包括支援センターに連絡し、連絡を受けた地域包括支援センターが、その情報により対象者の現状把握と必要な対応を行います。</p> | 高齢福祉担当 |
| 地域福祉コーディネーター事業の推進(多機関の協働による包括的支援体制の構築事業) | <p>複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、相談支援機関を総合的にコーディネートするための、相談支援包括化推進員(地域福祉コーディネーター兼務)を配置します。</p> | 福祉総務課 |
| 相談支援包括化推進会議の設置 | <p>福祉のみならず、多機関・多分野にわたる支援機関のネットワークを構築し、支援内容の調整等を図ります。</p> | 福祉総務課 |

(2) 保健・医療・福祉が連携したサービスの充実

複合化・多様化する市民の保健・医療・福祉に関するニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携体制を強化し、総合的なサービスの提供の充実を図ります。

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|---------------|---|--------|
| 地域包括支援センターの充実 | <p>地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核を担う機関で、身近な相談窓口として充実を図るとともに、地域や関係機関との連携を強化し、ネットワークを生かした取組を充実します。</p> | 高齢福祉担当 |

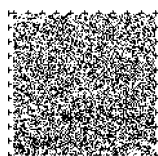


| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|---------------|--|--------|
| 在宅医療・介護連携推進事業 | 調布医師会等と協力し、相談・支援や連携体制づくりを行います。また、市内の在宅医療の仕組みや相談先について記載されている「ちょうふ在宅医療ガイドブック」を作成し、わかりやすい情報提供に努めます。 | 高齢福祉担当 |
| 障害者相談支援事業 | 障害者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を提供するとともに、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行い、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。 | 障害福祉課 |
| ゆりかご調布 | 子ども家庭支援センターすこやか等の関係機関と連携し、妊婦が安心して出産、子育てができるように切れ目ない支援を行います。今後も相談事業や子育てサービスを充実するとともに関係機関との連携の強化を図ります。 | 健康推進課 |

(3) 制度外のサービス・支援の充実

介護保険サービスや障害福祉サービスなどの制度内のサービスでは手の届きにくいニーズに対して、きめ細かいサービスを展開するため、住民参加型の生活支援サービスやNPO法人等による非営利の福祉サービスの充実を図ります。

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|-----------------------|---|--------|
| ケアラー(介護者)支援 | ケアラー(介護者)とは、ケアに必要な家族などを無償でケアするインフォーマルケアの担い手を指します。 ケアラー(介護者)支援として、相談体制の充実や積極的な情報提供に努めるとともに、介護者講座を継続して開催します。また、既存の家族介護者の会とも情報共有して支援の充実を図ります。 | 高齢福祉担当 |
| 社会福祉協議会による高齢者福祉事業への支援 | 高齢者会食サービス・高齢者会食ミニデイサービス・訪問理美容サービス・電話訪問・友愛訪問・あんしん未来支援事業等の実施を支援します。 | 高齢福祉担当 |
| 精神障害者家族等シェルター事業運営費補助 | 調布精神障害者家族会との協働により、家族等の一時的な避難・休息場所を確保し、相談その他の必要な支援など応急的な支援活動を行う事業への補助を実施し、精神障害者及び家族等の社会復帰や自立の促進を図ります。 | 障害福祉課 |



(4) 生活困窮者の自立支援の取組と社会参加の促進

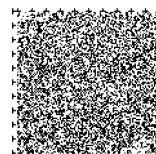
生活に困難を抱える方に対し、相談支援を行い、個々の状況に応じた就労支援や生活支援等を継続的に行い、自立と社会参加を促進します。

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|----------------------------|---|--------|
| 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方を早期に発見し、状況に応じた就労支援、生活支援等を行うことで、生活の立て直しを図り、早期の自立を促進します。 また、ワンストップ型の相談窓口を設置し、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行うことにより、生活困窮者の自立を支援します。 | 生活福祉課 |
| 子ども・若者総合相談事業 | 高校中退者、無業者等生活に課題を有する子ども・若者に対して相談を受け付けるとともに、居場所を提供します。 | 児童青少年課 |
| ひとり親世帯の子ども学習・相談支援事業 | 家庭の経済的困窮により、進学や就職を諦めることがないよう学習・相談支援を行います。 | 子ども家庭課 |
| 子どもの学習支援事業 | 生活に困窮する世帯の中学生を対象に、進学や就職につなげるため、子ども生活部と連携しながら学習指導や相談などの支援を行うなど、貧困の連鎖の防止に向けて取り組みます。 | 生活福祉課 |
| 学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援 | 様々な要因から学校における「学び」に困難を抱える児童・生徒に対して、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーにより個々に応じた支援を行います。 | 指導室 |

(5) 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進

多様化・複雑化する福祉ニーズに対して、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすため、社会福祉法人による公益的な取組の推進を図ります。

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|--------------------|---|-------|
| 社会福祉法人による公益的取組への支援 | 法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の社会福祉法人の取組状況を把握し、地域において、法人の取組を促す環境整備に努めます。 | 福祉総務課 |



重点施策2 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

地域で生活する人の課題の複合化・多様化が進む中、身近な地域において住民自身が地域の課題を自分事として捉え、自分たちで解決したいという主体的な気持ちで課題解決に取り組むことが重要となっています。

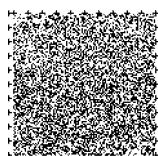
そのため、住民主体の交流の場や地域活動・ボランティア活動の活性化支援を行うとともに、地域福祉コーディネーターを中心とした地域で課題を解決する仕組みを一層充実します。

(1) 地域課題の解決力の強化

地域福祉コーディネーターを通じて、地域住民や関係機関とネットワークを構築し、地域の生活課題を地域の中で考え、解決につながる仕組みを強化します。

特に、高齢者の生活を支援するための、支え合いの地域づくりに取り組む「地域支え合い推進員」と連携することで、相互の活動に相乗効果が生まれるよう協力して参ります。

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|----------------------------|---|--------|
| 地域福祉コーディネーター事業の推進(地域力強化事業) | 住民の身近な地域で、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを住民や関係機関と連携し、支援します。 | 福祉総務課 |
| 生活支援体制整備事業 | 「介護予防・生活支援サービスの充実」「高齢者の社会参加」を推進するため、生活支援体制整備事業を充実し、地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)の活動充実と協議体の活性化を図ります。 | 高齢福祉担当 |



(2) 住民主体の交流活動の場の拡充

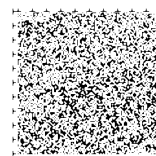
各種講座やイベント等により地域活動への参加を促すとともに、地域での活動に関心がある市民が気軽に相談できるサロンの開催を行い、交流を促進します。これらのサロンに限らず、地域内の空き家等を活用した誰もが気軽に立ち寄ることのできる多世代の交流拠点づくりの取組を進めます。

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|--------------------------|--|---------|
| シニア世代の学習活動及びまちづくりへの参加の促進 | 地域活動参加のきっかけづくりとして、各種事業を実施します。 | 文化生涯学習課 |
| ボランティアコーナーの運営支援 | 身近な地域に密着した相談・活動の拠点として設置したボランティアコーナーで、各地域のボランティア団体による交流事業の企画・運営支援を行います。 | 福祉総務課 |
| ひだまりサロン事業 | 地域の中で一人ひとりが孤立することなく、お互いに支え合い助けあって、健康で安心した生活が送れるような憩いの場として、ひだまりサロンの立ち上げ・運営を支援します。 | 社会福祉協議会 |

(3) 地域住民相互の支え合いによる互助、共助の取組の活性化（地域活動やボランティア活動の充実）

自治会などの地域活動やボランティア活動について、ボランティアコーナーや市民活動支援センターを中心とした支援や、新規活動団体の立ち上げなどにより、各種活動の活性化を図ります。

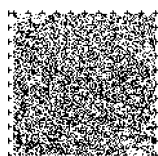
| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|-----------------|--|-------|
| 地域福祉活動団体への支援 | 地域で高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等に関する活動を行う民間の非営利団体の新たな取組や、新規活動団体の立ち上げに対する助成を行います。 | 福祉総務課 |
| ボランティアコーナーの運営支援 | 身近な地域に密着した相談・活動の拠点として設置し、各地域のボランティア団体による交流事業の企画・運営支援を行います。 | 福祉総務課 |
| 市民活動支援センターの運営 | 市民活動の中間支援組織として、情報の収集、提供、各種相談、啓発事業、交流事業等を実施し、市民活動の活性化を図るとともに、行政とNPO等との協働の仕組みづくりを進めます。 | 協働推進課 |



(4) 誰もが認め合い、生きがいのある地域社会づくり

人権の大切さについて理解を深め、一人ひとりの尊厳や基本的人権を尊重し、地域の一員として互いに認め合い、生きがいのある地域となるよう、交流の取組を進めます。

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|-----------------|--|---------|
| 人権尊重の社会づくり | より良い地域社会の実現に向け、自分自身の問題として人権尊重の理念について理解を深めることができるように、家庭、地域、学校や企業などあらゆる場において、人権意識の醸成や人権尊重の啓発などを進めます。 | 市民相談課 |
| 障害者を地域で支える体制づくり | 地域で安心して暮らし続けられるよう、地域への障害者理解や相談機関の普及啓発・協働活動、知的障害者へのアウトリーチ支援など地域で支える仕組みづくりを行います。 | 障害福祉課 |
| 老人クラブ | 老人クラブの加入促進や、活動・運営支援を行います。 | 高齢福祉担当 |
| 小地域交流事業 | 地域の中で一人ひとりがお互いに支え合い、助け合っ て健康で安心した生活が送れるような集いの場づくりや 地域の特徴をいかした世代間交流活動を行います。 | 社会福祉協議会 |



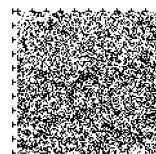
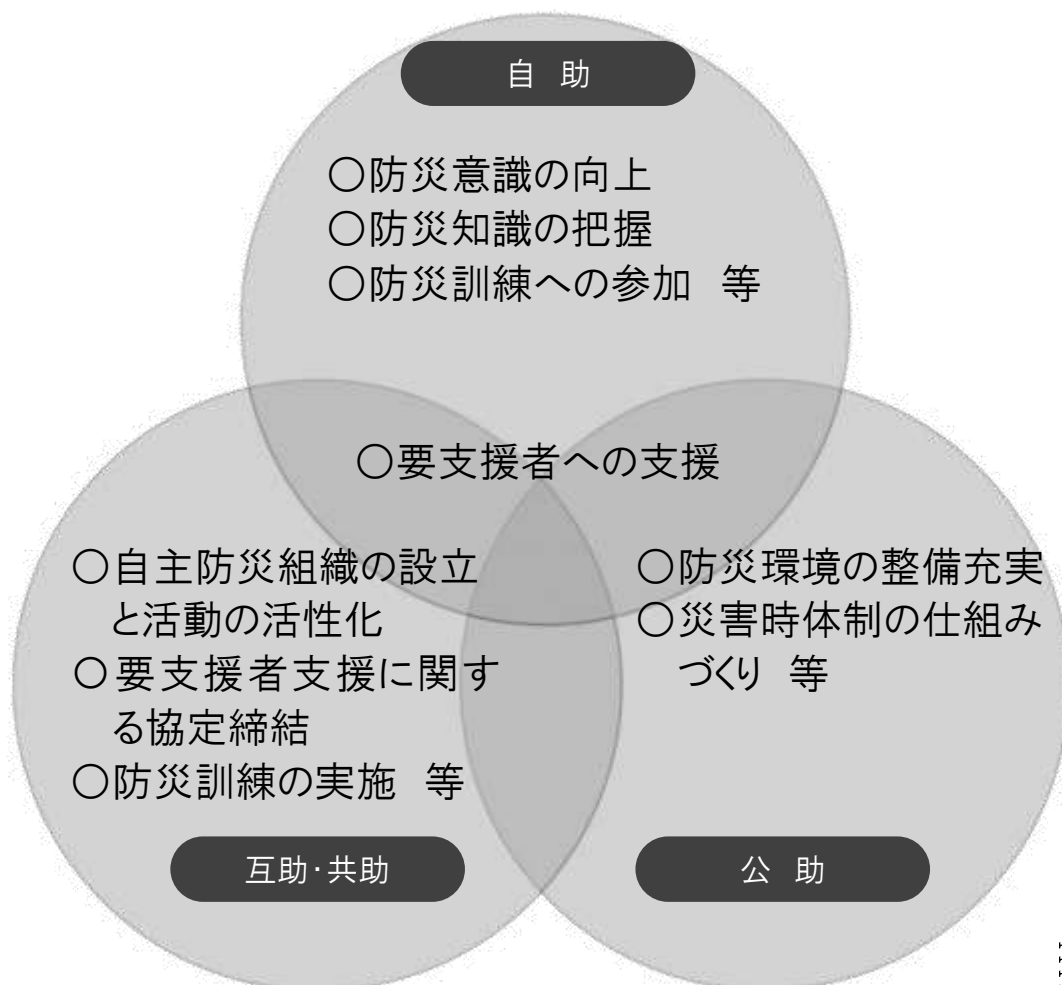
重点施策3 地域が一体となった災害対策の推進

大規模地震や水害などの災害発生直後は、安否確認や被災者の救出など、地域の互助・共助活動が果たす役割が極めて重要となっています。特に、自力では避難することのできない高齢者や障害者などの要支援者への支援体制を充実していくことが必要となります。

そのため、自分の身を自分の努力で守る「自助」、地域や近隣の人が互いに協力しあう「互助・共助」の意識、災害時の被害を最小に抑えるための対策・仕組みを構築する「公助」の取組をそれぞれ充実するとともに、「自助」「互助」「共助」「公助」が連携しあいながら地域が一体となった災害対策を進めることが必要です。

また、地域内で日常的にあいさつや声かけを実施するなど、ご近所でのつながりや顔の見える関係づくりを大切にすることは、避難行動や避難所生活等災害時の互助・共助の活動が円滑に実施できることにつながります。

■それぞれの主体に求められる役割



(1) 防災意識の高揚（自助の精神の育成）

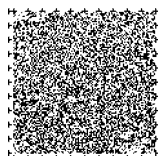
災害や防災についての正しい知識の習得や防災意識の向上，地域で行われる防災訓練への積極的な参加を促進するなど，災害時に備えた地域での助け合いの取組を進めます。

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|--------------|---|------------------|
| 防災意識の啓発 | 講演会や研修，出前講座の実施，地域防災訓練の支援などにより，「自分の命は自分で守る」，「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・互助・共助の精神を育みます。 | 総合防災安全課 |
| 防災ハザードマップの配付 | 震災時に向けて必要な情報を掲載した防災マップや洪水ハザードマップを随時配付するとともに，必要に応じて見直します。 | 総合防災安全課 |
| 防災教育の日 | 防災教育の日に，命の授業の実施や，児童・生徒及び教員に対する救命講習を実施するほか，防災に係る地域対象の講座を実施しています。 また，保護者による引き取り訓練や地域の方の防災訓練を実施するなど防災力の向上に努めています， | 教育委員会 総合防災安全課 |

(2) 地域防災力の向上（互助・共助活動の活性化）

防災市民組織の結成と運営支援をはじめ，様々な互助・共助活動の活性化を図ります。また，災害時に迅速かつ冷静に対応できるよう，地域における防災訓練の活性化や，小中学校等の避難所運営マニュアルの策定等の支援及び周知を図ります。

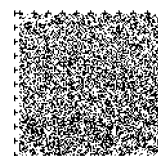
| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|----------------|---|---------|
| 防災市民組織の育成 | 防災意識の高揚と生活の安全確保のため，防災市民組織に対する補助金の交付や講演会・出前講座等の実施により，防災市民組織の育成と充実を図ります。 | 総合防災安全課 |
| 総合防災訓練・水防訓練の実施 | 大地震対策として総合防災訓練を，風水害対策として水防訓練を実施し，地域の防災力の強化を図ります。また，職員の発災対応能力の向上のため，図上訓練を行います。 | 総合防災安全課 |



(3) 地域防災体制の構築（公助による取組）

防災資機材の充実や情報伝達手段の確保，防災拠点の整備など，防災環境の充実を図ります。また，「調布市地域防災計画」に基づき，地域や関係機関，行政等による連携体制の構築等を図ります。

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|------------------|--|------------------|
| 防災備蓄品の確保・充実 | <p>災害時の被害を最小限にするために必要な食糧品や資機材を備蓄・管理するとともに，備蓄品の充実を図ります。</p> <p>また，災害協定に基づき，専門資機材の更新や，調布市医師会等が備蓄に必要な医薬品や医療資機材を揃えるための補助金を交付します。</p> | 総合防災安全課 |
| 災害情報システムの維持管理・充実 | <p>災害時の迅速な情報伝達手段確保のため，無線機等の整備と維持管理を行うとともに，防災フリーダイヤルや防災・安全情報メールなどにより迅速な防災情報を提供します。</p> | 総合防災安全課 |
| 避難所の指定 | <p>大地震等の災害時に住居の倒壊，焼失等で被害を受けた方等の一時的な避難先として，市立の小中学校等を指定しています。避難所には，食料の備蓄や必要な資機材等を整備するなど，避難所機能の強化を図ります。また，高齢者，障害者等の要配慮者に対しては，状況に応じて，避難場所として学校等で定める教室も使用するなど配慮します。</p> | 総合防災安全課 |
| 二次避難所（福祉避難所）対策 | <p>要介護高齢者や障害者などは，一般の方と長期に同一場所での避難生活を送ることは困難が予想されます。そのため，地域福祉センターや協定による民間の社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として活用して参ります。</p> | 総合防災安全課 福祉健康部 |
| 緊急医療救護所の設置 | <p>災害が発生した場合，市内8箇所の病院と慈恵大学第三病院において，緊急医療救護所を立ち上げ，発災から72時間，傷病者の対応を行います。</p> | 健康推進課 |



(4) 避難行動要支援者への支援（自助，互助，共助，公助による連携）

地域における日常的な見守りや地域組織との要支援者支援に関する協定締結など、災害時に備えた互助・共助の取組を進めます。また、関係者による検討会議等の開催により、庁内と福祉関係団体等の連携体制を充実し、自助，互助，共助，公助が相互に機能する安全・安心の体制づくりを進めます。

| 事業名 | 概要 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| 調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進 | <p>地域組織との要支援者支援に関する協定締結を進めるとともに、「避難支援者連絡会」を活用して地域組織同士による情報共有・意見交換を行い、互いの連携を深めます。</p> <p>また、関係者による検討会議等を開催し、自助・互助・共助・公助が相互に機能する安全・安心の体制づくりを進めます。</p> <p>さらに、避難行動要支援者施策の検討、要支援者の名簿作成・更新に向けて、関係機関との連絡会の設置や情報共有体制の整備に取り組みます。</p> | 福祉総務課 |

